第36号様式(第79条関係)

建　設　工　事　請　負　契　約　書

1　工　　事　　名　新潟県森林研究所苗畑潅水設備設置工事

2　工　事　場　所　新潟県村上市鵜渡路2249-5　新潟県森林研究所内

3　工　　期　　等

(1)　工事期間　　契約締結の日から令和９年２月26日（金）まで

(2)　着手期限　　令和８年　月　日(契約締結の日から起算して7日以内)

(3)　完成期限　　令和９年２月26日（金）(工事期間の最終日)

(4)　工事を施工しない日又は時間帯を定めた場合の内容　新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)別記建設工事請負基準約款第1条第1項の設計図書のとおり

4　請負代金の額　￥　　円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　円〕

5　請負代金の支払

(1)　前金払　(する)　しない

(2)　部分払　する　(しない)

6　契約保証金　￥　　－　　円

7　解体工事に要する費用等　別紙のとおり

8　権利義務の譲渡

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

9　そ　の　他

上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって、工事請負契約を結び、契約の証として本書　　通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。

令和　　年　月　　日

発　　注　　者　　新潟県

代表者　新潟県森林研究所長　岩崎　昌一　印

受　　注　　者　　住　所

氏　名　　㊞

注　1　4の(　)内は、受注者が消費税課税事業者の場合に記入すること。

2　7の別紙は、建設工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に添付すること。

別紙

1　分別解体等の方法

□建築物に係る解体工事

	工　　程	作　業　内　容	分 別 解 体 等 の 方 法
工程ごとの作業内容及び解体方法	建築設備、内装材等	建築設備、内装材等の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用 併用の場合の理由(　　)
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用 併用の場合の理由(　　)
	外装材及び上部構造部分	外装材及び上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎又は基礎ぐい	基礎又は基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他 (　　)	その他の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

□建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

	工　　程	作　業　内　容	分 別 解 体 等 の 方 法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎又は基礎ぐい	基礎又は基礎ぐいの工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	上部構造部分及び外装	上部構造部分及び外装の工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	建築設備、内装等	建築設備、内装等の工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他 (　　)	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

	工　　程	作　業　内　容	分 別 解 体 等 の 方 法
工程ごとの作業内容及び解体方法	仮設	仮設工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	土工	土工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎	基礎工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他 (　　)	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

2　解体工事に要する費用(直接工事費)　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4　再資源化等に要する費用(直接工事費)　＿＿＿＿＿＿＿＿円

注　1　2は、解体工事の場合に記入すること。
　　2　2の解体工事に要する費用には、仮設費及び運搬費は含まないこと。
　　3　4の再資源化等に要する費用には、運搬費を含むこと。